

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月14日

枚方市長 殿



提出者
住 所 大阪市北区梅田3丁目3番5号
氏 名 大和ハウス工業株式会社 本店
常務執行役員本店長 山崎考平

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6342-1240

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	枚方市管轄内事業場
事業場の所在地	枚方市管轄区域内
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	工事完成高 67,557百万
③従業員数	全従業員 813名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類（コンクリート塊、アスコン塊）、木くず→再生処理業者に委託して、再生砕石、チップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・新築工事（住宅系当社商品） 現場にて建設産廃を19品目に分別し当社奈良工場に一括して集め品目別に再生処理業者に委託し再資源化 ・新築工事（一般建築） 現場にて建設産廃を分別しリサイクル可能な品目については再生処理業者に委託して再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙通り(別表1、別表2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	83.534 t	1.855 t
	(これまでに実施した取組) ・住宅系に於ける当社商品の工業化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	75.1806 t	1.6695 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記の取組に加え、店舗建築に於ける当社商品の採用 ・石膏ボードのプレカット化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事では19品目に分別 ・建築系新築工事では7品目に分別 ・解体工事ではリサイクル可能な木くず、がれき類の他混合産廃は出さない
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の分別を継続

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及
63.393 t	0 t	30.245 t	166.847 t

②計画

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及
57.0537 t	0 t	27.2205 t	150.1623 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物	汚泥	
547.899 t	0 t	310 t	1203.773

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物	汚泥	
493.1091 t	0 t	279 t	1083.396

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	83.534 t	1.855 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1.614 t	0.025 t
	再生利用業者への 処理委託量	83.382 t	1.855 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.152 t	0 t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・毎年、安全管理部同行で委託先処理業者の現地審査を実施している。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず等
63.393 t	0 t	30.245 t	166.847 t
1.493 t	0 t	0.245 t	1.837 t
63.393 t	0 t	30.245 t	145.987 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t

②計画

t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物	汚泥	
547.899 t	0 t	310 t	1203.773
73.019 t	0 t	0 t	78.233
547.899 t	0 t	310 t	1182.761
0 t	0 t	0 t	
0 t	0 t	0 t	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	75.1806 t	1.6695 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.4526 t	0.0225 t
	再生利用業者への処理委託量	75.0438 t	1.6695 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.1368 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者を選定する。 ・委託処理業者への現地審査は継続する。		
※事務処理欄			

②計画

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及
57.0537 t	0 t	27.2205 t	150.1623 t
1.3437 t	0 t	0.2205 t	1.6533 t
57.0537 t	0 t	27.2205 t	131.3883 t
0 t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物	汚泥	
493.1091 t	0 t	279 t	1083.396
65.7171 t	0 t	0 t	70.4097
493.1091 t	0 t	279 t	1064.485
0 t	t	t	
t	t	t	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

区分	部門
事業所	事業所長
	事業所廃棄物管理責任者 (工事部門責任者)
	住宅工事部門・建築工事部門

主な職務
【適正処理の推進】 ・遵法性の確認 ・事業所廃棄物管理責任者の任命 ・委託基本契約書の締結
【適正処理の推進】 ・廃棄物処理業者等の現地審査 ・事業所廃棄物処理系統図の作成 ・委託基本契約書の作成 ・現場指導(分別、保管管理等) ・事業所廃棄物管理状況の確認 ・行政対応(報告書類の作成等)
【3Rの推進】 ・改善施策の実施
【適正処理の推進】 ・マニフェスト運用管理 ・eiシステム運用管理 ・現場指導(分別、保管管理等)
【3Rの推進】 ・改善施策の実施

廃棄物管理組織図

